

第8期長野県高齢者プランの策定について

介護支援課

1 プラン策定の趣旨

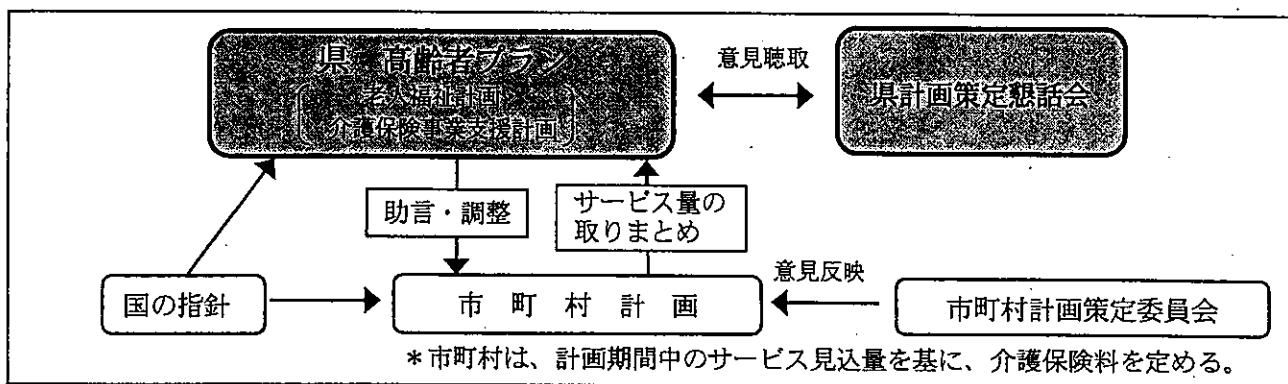
老人福祉法及び介護保険法に基づき、取り組むべき高齢者福祉施策や介護サービス基盤等の整備目標を定めた第8期長野県高齢者プラン（老人福祉計画・第8期介護保険事業支援計画）を策定する。

2 プランの期間

令和3年度～5年度（3年間）

3 市町村との連携・調整

計画策定に当たり、県は望ましい高齢者福祉施策の実施について市町村に助言するとともに、広域的な見地から調整を行う。



4 第8期プランのポイント

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）のサービス需要の見込みを踏まえ、各種サービスをバランスよく組み合わせ整備するとともに中長期的に必要な介護人材を推計し、確保・育成のための取組を推進。

(2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要。一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル」に沿った取組などを推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」を支える介護人材の確保策を進めるため、市町村と連携して取り組むとともに、ロボット・ICTの活用等により業務の効率化を図る。

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

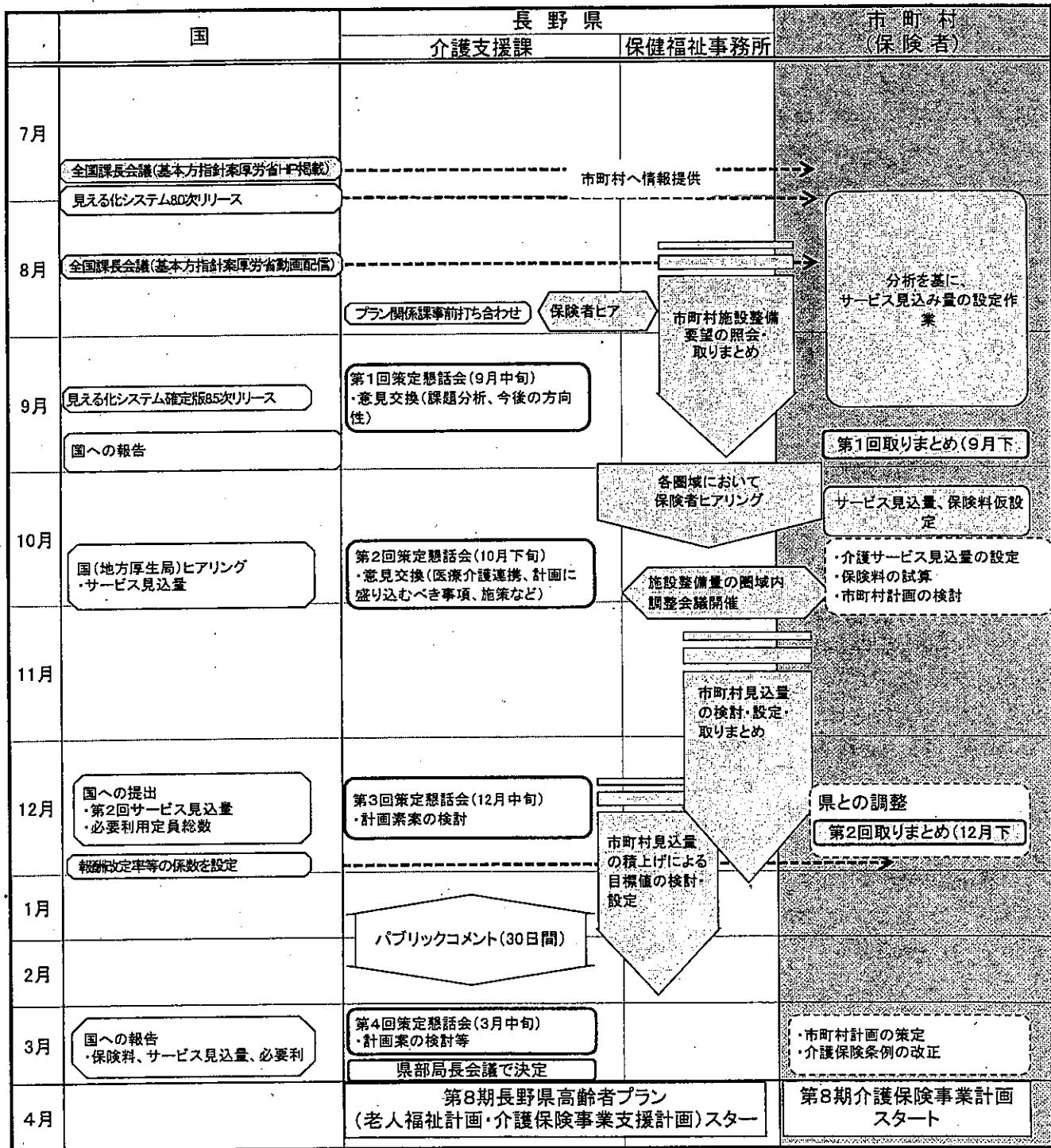
近年の災害発生の状況や新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらの体制整備を図る。

5 計画策定のスケジュール（予定）

		R2.4	5	6	7	8	R3.1	2	3
国		国基本指針提示		介護サービス見込量のヒアリング		保険料等とりまとめ			
県	計画策定の工程	○懇話会 委員選定・委嘱 データ収集・分析	○第1回 懇話会 現状分析・ 方向性	○第2回 懇話会 計画に盛り込む 事項・施策の検討	○第3回 懇話会 プラン案の 検討	○第4回 懇話会 最終プラン 案の検討	プラン 策定		
		県民意見の募集		施策に関する県民意見募集		プラン案パブリックコメント			
市町村（保険者）		介護サービ見込 量の算定		施設整備の 圈域内調整	介護サービ見込 量の確定		プラン策定		

**第8期長野県高齢者プランの策定について
(スケジュール予定)**

介護支援課



<参考1>介護保険法(平成9年法律第123号)の根拠規定

最終改正(令和2年6月12日)

市町村介護保険事業計画	都道府県介護保険事業支援計画
<p>第117条 <u>市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。</u></p> <p>2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>二 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項</p> <p>四 前号に掲げる事項の目標に関する事項</p> <p>3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保の方策</p> <p>二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保の方策</p> <p>三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計</p> <p>四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項</p> <p>六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項</p>	<p>第118条 <u>都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。</u></p> <p>2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み</p> <p>二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項</p> <p>三 前号に掲げる事項の目標に関する事項</p> <p>3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p> <p>二 介護サービス情報の公表に関する事項</p> <p>三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p> <p>四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>五 介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項</p>

市町村介護保険事業計画	都道府県介護保険事業支援計画
連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項	
4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。	4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。	5 都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。
6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一緒にものとして作成されなければならない。	6 <u>都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一緒にものとして作成されなければならない。</u>
7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。	7 都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。
8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。	8 都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。	9 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する <u>医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。</u>
10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。	10 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第八条第一項に規定する都道府県 <u>地域福祉支援計画</u> 、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県 <u>高齢者居住安定確保計画</u> その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと <u>調和が保たれたものでなければならない。</u>
11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。	
12 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。	
13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。	11 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

<参考2>老人福祉法(昭和38年法律第133号)の根拠規定

最終改正(令和2年6月12日)

市町村老人福祉計画	都道府県老人福祉計画
<p>第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「<u>市町村老人福祉計画</u>」といふ。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。</p> <p>3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保の方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。</p>	<p>第20条の9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「<u>都道府県老人福祉計画</u>」といふ。)を定めるものとする。</p> <p>2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。</p> <p>3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項 二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項 <p>4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数(同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。)を勘案しなければならない。</p>

市町村老人福祉計画	都道府県老人福祉計画
5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参考すべき標準を定めるものとする。	
6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。	
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一緒にものとして作成されなければならない。	5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一緒にものとして作成されなければならない。
8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。	6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。	
10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。	7 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。